

平成 19 年 9 月 28 日

条例第 24 号

第23条 第10条第2項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議するため、生駒市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、調査を行い、市長に対して意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者、市民その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 7 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。